

第6回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第6回定例会

令和2年9月29日

開会 13時30分

閉会 16時00分

出席委員
(23名)

会長 依田繁二

会長代理 若林泰平

1 荻原勝夫

14 齊藤敏彦

2 深井佳人

15 関敏夫

3 武井誠

16 小宮山信幸

5 関 一夫

17 小野澤文利

6 小林澄男

18 笹平民男

7 小山孝幸

推進 射手誠司

8 青木茂良

推進 佐藤邦利

10 成山喜枝

推進 関泰秀

11 柳澤峰晴

推進 杉田修司

12 宮下通

推進 荻原清一

13 大塚賢

欠席委員

議事録署名委員

13 大塚賢委員

14 齊藤敏彦委員

出席職員
(5名)

農業委員会事務局

事務局長 関 博一

事務局次長 小宮山 真二

事務局 河口 晋也

事務局 土屋 綾

事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農用地利用集積円滑化事業規定の廃止承認について

第6回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 中央公民館 3階講堂

会長代理

ご苦勞様です。令和2年度第6回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、収穫の秋を迎え心配された長雨もその後の極暑にカバーされ、今年の米は平年作になりました。消費量はコロナで、外食が減少し米の消費減少を助長し、生産者価格も3年前と同水準まで下がり、在庫過剰予想の秋となります。残すべき優良農地を残すため、明日より地区別、人、農地プラン推進委員会が5地区で開催されます。適地適作による農地保全の実質化に向けて検討されます。第7期初の大仕事、巨峰王国まつりが新型コロナウイルス発生により中止となりましたが、秋の収穫フェアが10月30日まで行われます。委員の皆様には、近くの直売所に立ち寄っていただけたらと思います。

それでは議事に入ります。本日の議事録署名は、13番大塚委員、14番齊藤委員をお願いします。第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、現在の経営面積はありませんが、〇〇にて父親と営農を8年ほどしており、このたび農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では米及び山菜を栽培する予定です。なお、〇〇と〇〇は現状で木が生い茂っているので、耕作できる土壌にするため、1年程度かけて整備をし、その後に山菜を作付けする計画です。譲受人の自宅から車で〇分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇から北に400メートルほど進んだ先にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では米及び野菜を栽培する予定です、譲受人の自宅から車で〇分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で親子です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では米及び野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅の隣接地で近いため、問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、図面は4ページをご覧ください。〇〇の北西にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡

大するため譲り受けるものです。申請地ではくるみなどを栽培する予定です。譲受人の自宅から車で〇分ということで近いと判断しました。なお、今月の農地利用集積計画において1, 179平方メートルを利用権設定で使用貸借するので、既存経営面積及び申請面積と合わせて3, 984平方メートルとなり、設定下限面積の3, 000平方メートルを超えるものとなります。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員 概要は事務局の説明とおりでありますが。継続して耕作するのはとてもいい事です。市外の方が〇〇に来て耕作をするのは不安はありますが、しっかりやって欲しいと思います。個人的には地元の人にやってほしいと思っております。これからの課題かと思えます。〇〇は傾斜で木が茂ってしまっていて1、2年かけて耕すとのことでした。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

杉田委員 〇〇の方が来て耕作するという事で新規就農者なのか、又管理は出来るのか、お聞きしたいと思います。

事務局 譲受人は〇〇で8年ほど家族経営をしております。他の地域の方が来て耕作するのはどうなのかという意見ですが、特にルールはないので、適切な管理ができればどこの地域の方でもよいと考えます。

議長 他にございますか、ないようですので採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 場所ですが、〇〇から北に400メートル先のところです。譲渡人、譲受人は姉妹で譲受人の〇〇さんは既に耕作しております。〇〇さんは〇〇の方ですので、譲渡人の〇〇さんのサポートで水稻を作っております。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につ

きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特
ないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方
は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につ
きまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員 今回の申請は〇〇です。南北に長くなっております。〇〇200メー
トルに自宅があり、そこから50メートルのところ申請地です。譲受人、
譲渡人は親子です。〇〇、〇〇番地は既に人に貸しています。〇〇さんは
高齢という事で、息子の〇〇さんに渡す事になったそうです。ご審議よろ
しくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につ
きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

杉田委員 親子で同一世帯で同居していると思いますが、なぜ遺贈ではなく、所有
権移転なのかお聞きしたいと思います。

齊藤委員 生前贈与です。譲渡人はトラブルがおきないように書類を残してきちん
とした引継ぎをしてほしいということでこのような形になりました。

議長 他にございますか、ないようですので採決に入ります。番号3の案件につ
きまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につ
きまして、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 場所は〇〇から北西、住宅団地西側の長細い土地です。譲渡人の〇〇さ
んは〇〇在住で、昭和57年に相続で取得しました。くるみの木が植えて
あります。年に数回きて管理をしていましたが高齢になり管理が難しくな
ったという事です。隣接する所有者である〇〇さんに譲ることになりまし
た。〇〇さんは現在会社員で農業も行っております。引き続きくるみの栽
培を行っていくそうです。周辺への影響もなく問題ないと思います。よろ
しくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につ
きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特に

ないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。番号1、〇〇、図面は5ページをご覧ください。〇〇にある農地です。農業用倉庫敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。申請地の近隣にぶどう畑を所有しており、申請地に収穫物及び農具等の倉庫を建築したいとのことです。農用地区域内農地ですが、転用目的が農業用倉庫ということで、農振法に規定される農用地利用計画に指定された用途に供する施設のため、転用はやむ得ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして小林委員より説明をお願いします。

小林委員 説明します。〇〇に農業用倉庫を建築したいとのことです。ワイン用ぶどうや農機具の置場が不足しているという事です。問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。

番号1、〇〇、賃借権設定、図面は7ページ、8ページをご覧ください。〇〇にある農地です。資材置場敷地の申請で、追認案件です。譲受人は土木資材製造販売業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方と〇〇の方です。譲受人は平成2年から賃貸借契約により申請地をコンクリート2次製品の資材置場として利用していました。このたび、業務拡大に伴い資材置場敷地の拡張計画をしたところ申請地が農地転用許可を受けていないことが判明したため、顛末書を付して申請になりました。なお、先月

に同申請者から新規転用申請があった際に、合わせて追認申請をする予定でしたが、譲渡人の相続手続きの関係で今月の申請となりました。工業地域内で用途地域内の第3種のため転用は問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、所有権移転、図面は7ページ、9ページをご覧ください。〇〇の東にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在アパートに住んでいますが、今後の生活設計も考え申請地に住宅を建築したいとのことです。工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号3、〇〇外1筆、使用貸借権設定、図面は7ページ、10ページをご覧ください。〇〇から東に200メートルほど進んだ先にある農地です。店舗、駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で譲受人の義理の父になります。譲受人は申請地の南側でレストランを営んでいます。店舗の老朽化に伴い、申請地に新店舗及び駐車場を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号4、〇〇外2筆、所有権移転、図面は11ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。駐車場、資材置場敷地の申請です。譲受人は農業資材販売業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は隣接地で店舗を営んでいます。店舗駐車場が手狭なため、申請地に駐車場及資材置場の整備を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転、図面は13ページをご覧ください。〇〇の北西にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在実家に住んでいますが、手狭なため、申請地に住宅を建築したいとのことです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号6、〇〇、使用貸借権設定、図面は13ページををご覧ください。前号に隣接する農地です。駐車場敷地の申請で、追認案件です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で親子です。譲渡人は昭和59年から申請地に隣接する譲渡人自宅の駐車場や倉庫敷地として利用していました。このたび譲受人が隣接地に住宅を建築するに当たり、申請地が農地転用許可を受けていないことが判明したため、顛末書を付して申請になりました。なお、申請地は現状のまま譲受人の駐車場敷地として利用する計画です。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号7、〇〇外2筆、使用貸借権設定、図面は15ページをご覧ください。〇〇の北西にある農地です。住宅、家庭菜園敷地の申請です。譲受人

と思います。

事務局 顛末書の内容ですが現在に至った経過と原因、対策、反省文が記載されています。顛末になっている案件をどう扱うかということですが、明確なルールがなく、どこまでが現状復帰して、どこまでが追認案件なのかが示されていません。19市の中で皆さんにどうされているかお聞きしても同じ見解で、県に相談して決めています。なぜ発見できなかったかという質問ですが、農地パトロールで発見できればその時点で、どうするか判断して対処します。

小野澤委員 その時の状況に応じて対処しているということで必要に応じては現状回復してほしいと思います。〇〇についてはコンクリート製品を扱っているので周辺への影響も考えて厳重に対処した方がいいと思います。

深井委員 人の農地を資材置場にされていて、当然農地という事がわかっていたと思いますが、農業委員に事前連絡はなかったのでしょうか。

事務局 当時の手続きの経過まではわかりませんが、ただ賃貸借契約がされていたので、譲渡人は手続きされていたものだと考えていたと推測します。

議長 他にございますか、ないようですので採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 説明します。番号1の案件の東隣になります。確認してきましたが、この周辺は石が多く農地としては適していないと感じました。住宅を建築するのは問題ないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につきまして佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 ○○の土地です。譲渡人の○○さんと譲受人の○○さんは、義理の親子です。譲受人はレストランを経営しています。店舗拡大と駐車場敷地を計画したいそうです。さらに店が発展すればいいと思います。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして成山委員より説明をお願いします。

成山委員 ○○の農地です。譲受人○○さん、譲渡人は○○さんです。譲受人は農業資材販売業を行っています。駐車場敷地が不足しており、特に春先はお客様が多く、近くの道路に駐車することもありました。申請地を譲り受け35台分の駐車場が可能になります。又資材置場も確保したいそうです。周辺への影響ですが、進入路は敷地内で隣接する農地は営農していません。雨水は地下浸透です。隣接者には口頭で説明し了解を得ています。問題ないと思いますが、ご審議よろしく願います。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5の案件につきまして杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 場所ですが○○、団地内南側の所です。住宅を建築したいとのことです。譲受人は現在実家に住んでいます。譲渡人は○○の方で相続により取得しました。休耕地となっています。南面傾斜になっておりますので、西側に擁壁を設けて土砂流出を防ぐそうです。汚水については北側道路内に公共下水道があり流すそうです。隣接する畑の所有者には同意を受けています。問題ないと思いますが、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特に

ないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号6の案件につきまして杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 番号5の案件に関連しての申請です。譲受人〇〇さんが住宅を建てるにあたり駐車場が必要になり追認案件となります。この敷地は、転用許可がないまま駐車場、資材置場で無断使用していました。住宅を建てるにあたり、判明しました。今までも使用しておりましたので、追認案件も仕方がないかと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号7の案件につきまして小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 それでは説明します。〇〇外2筆です。地籍は〇〇です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんで〇〇の借家に住んでいます。〇〇さんは、〇〇の会社に勤めておられて、〇〇さんは義理の父になります。住宅を新築するそうです。建物は平屋となっております。周辺がぶどう畑で影響を与えないようにしたそうです。汚水は公共下水道で、雨水は地下浸透するそうです。隣接者2名の承諾はもらっています。問題ないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号8の案件につきまして齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員 〇〇から〇〇方面に約500メートル、また道路の左側には〇〇があります。譲受人は、当時隣接地を住宅建設目的で転用許可を得たのですが、

申請地を工事用車両の進入、資材置場として無断使用しておりました。現地調査で確認されました。今回一時転用で使用貸借権設定1ヶ月ということで、以降現状回復するそうです。いろいろ問題はありましたが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして第4号議案農地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。荻原委員が対象となりますので、一時退席となります。

(荻原委員退席)

それでは説明をお願いします。

事務局

議案第4号農地利用集積計画9月分について説明します。通常の利用権設定は、7件10筆、合計12,080平方メートルです。所有権移転は、3件、6筆、合計4,317平方メートルです。中間管理事業を使った利用権設定は、8件13筆、合計15,919平方メートルです。全体の合計は18件、29筆、32,316平方メートルです。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員

〇〇についてお聞きしたいと思います。

事務局

〇〇でレタス栽培を手広く行っておりまして、〇〇の新規就農者を受け入れております。〇〇でも営農していく予定があります。

小野澤委員

今後〇〇で事業を広げるとは思いますが、どのようにお考えですか

事務局

畑を使ってもらうのは、どこの方だろうが、ありがたい事だと思います。利用権設定しましたので、農業委員含めて見守っていきたいと思います。

議長

他にございますか、ないようですので採決に入ります。農地利用集積計画9月分につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。荻原委員お入り下さい。

(荻原委員入室)

続きまして第5号議案農地利用集積円滑化事業規定の廃止承認について説明をお願いします。

事務局

議案第5号農地利用集積円滑化事業規定の廃止について説明します。これまで行われてきた、農地利用集積円滑化事業ですが、令和2年4月1日に農地中間管理事業の推進に関する法律が一部改正されたことにより、農地中間管理事業へ統合一体化され、それに伴いJA佐久浅間、JA信州うへだより農地利用集積円滑化事業規定の廃止の申請がございました。承認自体は市が行うのですが、市町村が農地利用集積円滑化事業規定廃止を承認する際には、あらかじめ農業委員会の決定を経なければならないことが決まっております、今回はその決定をいただきたいということです。なお、現在円滑化事業で貸し付けているものに関しては、契約期間満了までの間は、効力を有することとしています。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。農地利用集積円滑化事業規定の廃止承認について、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。農地利用集積円滑化事業規定の廃止承認につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして農業経営改善計画認定意見聴取について事務局より説明をお願いします。

事務局

第6回農業経営改善計画認定意見聴取について説明します。今月は1件の更新と1件の新規です。

1件目は、〇〇さんで5回目の更新です。農業経営体の営農活動の現状及び目標ですが、営農類型は現状、目標共に複合経営です。農業経営の現状及びその改善に関する目標ですが、5年前の目標を達成したので目標所得を上げていくそうです。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標ですが、野菜は反収を上げ、水稻は面積を増やし生産量を上げていくそうです。作業委託も増えるそうです。農業生産施設ですがビニールハウスでトマトを生産しているそうです。1棟目標で増やし大型トマトを栽培する予定です。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置ですが地力の増進を目指して休耕地に緑肥作物を導入したいそうです。又現在は、はぜかけ米で全て生産していますが、はぜかけ面積はこのまま維持し一方、コンバイン、

乾燥機等を利用した効率的な生産方式で規模拡大を目指したいそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械の取得計画ですが、フレールモア〇台、ブロードキャスター〇台、ウイングハロー〇台、コンバイン〇条刈〇台を購入したいそうです。以上です。

議長 ありがとうございます。小林委員より説明をお願いします。

小林委員 説明します。親子5人で営農しています。頑張っている様子が見えます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決にはいります。1件目の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして2件目の説明を事務局より説明をお願いします。

事務局 2件目は、〇〇さん、〇〇さんで新規の申請となります。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型ですが現状、目標ともに果樹類生食ぶどうです。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標ですが、巨峰の栽培をやめてシャインマスカットにするそうです。農用地及び農業生産施設でハウスを1棟建てるそうです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置ですが、中梢剪定に切り替えることで、10アール当たりの収穫量を120パーセント以上、労働時間20パーセントの削減を図りたいそうです。経営の構成ですが、〇〇さんが経営戦略で、〇〇さんが業務を行っているそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画乗用モア〇台、トラクター〇台、軽トラック〇台購入したいそうです。以上です。

議長 ありがとうございます。2件目の案件につきまして若林代理委員より説明をお願いします。

若林代理 〇〇さんの両親が行っていた畑を引継ぐ事になりました。、農業に本腰を入れていくそうです。ぶどうの栽培で、将来性があるシャインマスカットに切り替え就労時間の短縮、収入増も図っていくそうです。水田はパイプハウスを現在設置中です。〇〇にも参加していて、防除作業、薬剤の調合も行っています。本人達はまだ余力があるので、借りられる農地があれば、紹介して欲しいそうです。意欲的に取り組んでいると思いました。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

笹平委員 認定農業者になってメリットはありますか、又、収入等の基準はありますか、お聞きしたいと思います。

事務局 5年後に500万の収入見込みが立てられる方が認定農業者の対象となっております。新規就農者は上田農業農村支援センターに計画を見て頂いて、判断してもらっています。メリットがあるのかという質問ですが、スーパーL資金という有利な融資金がありますので、活用したいという事でした。

笹平委員 スーパーL資金を利用するのは条件が難しいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 収支計画書を提出してもらいます。判断は金融機関ですが、上田農業農村支援センターも確認しております。今回の方は大丈夫だと思います。

武井委員 収支計画を見ますと単純に生活費はどうなっているのかお聞きします。

若林代理 ○○さんは兼業農家として、他の収入があります。農業では、経営戦略としてアドバイザー的役割を果たしています。農業は○○さんが主になっています。

議長 他にございますか。

青木委員 参考にお聞きしたいと思います。シャインマスカットは植えてからどの位で生産できるのか教えてください。

若林代理 植えてから3年、生産までは5年かかると思います。

議長 他にございますか、ないようですので農業経営改善計画の意見聴取について終了します。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました

議事録署名人_____

(※直筆でお願いします)